

4 門真市第5次総合計画

(平成22年3月策定、平成27年3月改定)

「門真市第5次総合計画」とは、まちの成り立ちや歴史を振り返りながら、市が置かれている現状を踏まえ、将来のまちづくりの展望や方向性を明らかにし、未来のまちづくりの目標やその実現方策を示すものです。平成27年3月には、施策の進捗状況及び社会経済情勢などの変化を踏まえるとともに、「門真市幸福度指標」を取り入れた「門真市第5次総合計画（改定版）」を策定しました。

基本構想

「基本構想」とは、本市におけるまちづくりの基本理念と将来都市像を示すとともに、これを達成するための基本目標を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものです。

(1) 計画の目標年次と将来人口

【目標年次】

平成31（2019）年度を目標年次とします。

【将来人口】

目標年次の将来人口を125,000人とします。

(2) わがまち門真がめざす将来の姿

人・まちが元気であることを体感できる都市づくりをめざすこととし、「人・まち“元気”体感都市 門真」を将来像とします。

(3) 基本理念

元気 人がまちを育み、まちが人を育む元気なまち

誰もが「このまちに住んで良かった」とわがまち門真への夢と誇りを持つことができるよう、また、「住みたい憧れのまち」となるよう、人がまちを育み、まちが人を育む元気なまちをつくりまします。

人 みんなが活躍しているまち

市民と市役所みんながめざす「将来の姿」を共有し、いっしょに手を携え

ながらみんなが活躍しているまちづくりを進めます。

まち 未来の発展につながるまち

将来を担う子どもたちに、まちの“宝”を引き継ぐとともに、みんながまちなかで安全・安心に、便利で快適に暮らす未来の発展につながるまちづくりを進めます。

(4) 基本目標

みんながいっしょに協力してまちづくりを進める「協働」を、これらすべての基本目標を達成するための基本姿勢とします。

基本目標－1 みんなの協働でつくる地域力のあるまち

- ①市民のまちづくりへの参画を促す環境をつくります
- ②市民に信頼され、協働まちづくりを先導する市役所をつくります

基本目標－2 将来を担う子どもが育つ教育力のあるまち

- ①安心して産み、育てることができる子育て支援のまちをつくります
- ②心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります

基本目標－3 安全・安心で快適に暮らせる明るいまち

- ①安全で安心な暮らしを育む明るいまちをつくります
- ②便利で快適なまちなかをつくります

基本目標－4 いきいきと人が輝く文化薫るまち

- ①平和な社会を育む共生のまちをつくります
- ②ワクワクする人や出会いを育む文化のまちをつくります

基本目標－5 健やかな笑顔あふれる支え合いのまち

- ①みんなで困っている人を助け合う福祉のまちをつくります
- ②みんなの健やかな心と体を育む健康のまちをつくります

基本目標－6 環境と調和し、産業が栄える活力のあるまち

- ①人や環境にやさしい美しいまちをつくります
- ②いきいきとしたまちを育む産業をつくります

(5) 第5次総合計画進行管理事業

(平成23年4月より実施)

「門真市第5次総合計画」に基づき持続可能な「都市経営」をめざし、その実現と手段との関係を明確にしながら、市民と市役所が一体となって、施策展開の進捗状況を評価し、施策の改善につなげていくため、計画（Plan）実行（Do）評価（Check）改善（Act）のサイクルを取り入れたPDCAマネジメントシステムを構築することにより、「実現可能で成果が市民に見える総合計画」とするものです。

① 事務事業評価

「門真市第5次総合計画」実施計画に掲載されている事業（＝事務事業）を対象に、担当課評価等により、事業の課題や来年度の目標を記述するとともに、事業の方向性を各事務事業評価区分より選択して、事業評価を行うものです。

② 「市民ご意見番」制度

18歳以上の公募市民が「市民ご意見番」として、担当課評価による事務事業評価をもとに、市民の視点による事務事業の重要度・満足度について5段階評価のアンケートを実施することにより、市民ニーズを把握するものです。

③ 門真市第5次総合計画施策評価委員会

門真市第5次総合計画施策評価委員会は、学識経験者、公募市民により構成し、「門真市第5次総合計画」における基本施策全59施策を対象に、施策の進捗・達成状況や施策の推進のための事務事業が施策の目的に合致しているか等の評価を行うものです。

(6) 第5次総合計画の中間見直し（平成27年3月実施）

門真市第5次総合計画を策定してから5年が経過することを受け、施策の進捗状況及び社会経済情勢などの変化を踏まえ、中間見直しを平成26年度に実施し、平成27年3月に「門真市第5次総合計画（改定版）」を策定しました。

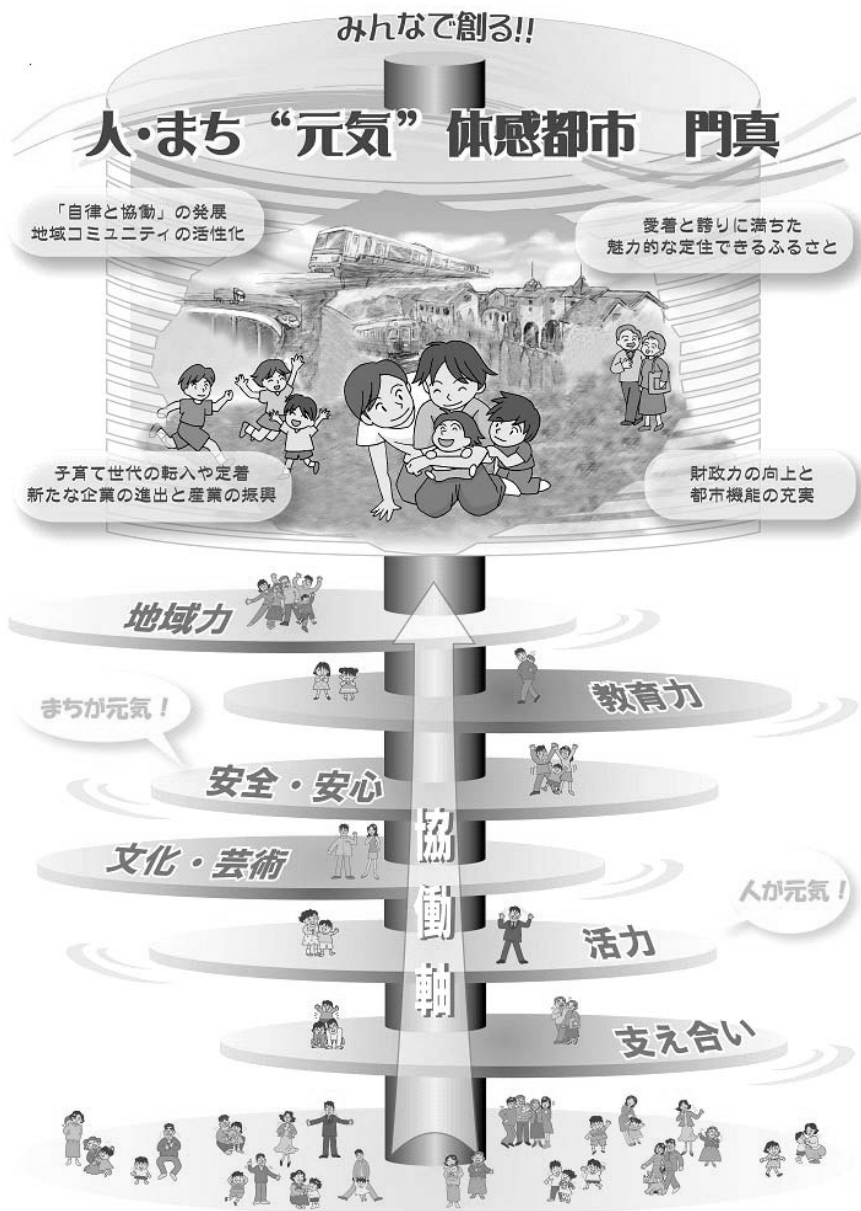
○中間見直しの範囲

総合計画の構成	総合計画上の位置づけ	見直しの方向性
基本構想	まちづくりの基本理念と将来都市像及び基本目標を明らかにするもの	人口推計や財政見通しの見直しのほか、必要な表現の時点修正
基本計画総論	行政各分野の各施策の方針とめざすべき指標などを総合的、体系的に明らかにするもの	各表現の修正のほか、「達成度を測る指標」の見直し
基本計画各論		

○中間見直しの概要

- ・人口推計の見直し
- ・財政見通しの見直し
- ・「門真市第5次総合計画中間見直しにかかる市民意識調査」の実施
- ・本文及び「達成度を測る指標」の見直し
- ・「門真市幸福度指標体系」の追加

○門真市第5次総合計画における将来像



5 公民協働

(1) 門真市自治基本条例推進事業

自治基本条例推進事業は、協働によるまちづくりの基本原則や市民・事業所・市役所などの役割など、自治基本条例が定める協働によるまちづくりの基本的な考え方にに基づき、地域の課題解決に向けた取り組みを推進する地域会議の設立や活動の支援などを行うものです。

地域会議とは、自治基本条例第 16 条に規定する、原則中学校区を範囲として、地縁による団体、目的別団体等の多様な主体により構成され、地域の課題解決に向けた活動などを、自主的に協働で取り組む組織です。

平成 27 年 1 月に第五中学校区地域会議、11 月に第三中学校区地域会議が発足し、防災、子育て、教育、環境などの専門部会を中心に、地域の状況に応じた幅広い活動が展開されています。

今後、その他の校区においても設立に向け、働きかけを行っています。

第五中学校区地域会議（専門部会及び主な活動内容）

専門部会	活動・事業内容
総務・広報部会	校区内におけるコミュニティ紙の発行・配布
健康・福祉部会	子育てサロンの実施
青年部会	安全パトロールの実施
環境・まちづくり部会	環境意識を向上させることを目的としたキャンドルナイトイベントの実施予定
地域コミュニティ部会	地域会議の意識向上及び地域へのPRを図ることを目的としたオリジナルTシャツやキャップの制作実施を予定
防災・安全安心部会	交通マナーの向上を目的とした啓発イベントの実施予定
子育て・教育部会	地域の子どもの安全対策の実施
文化・スポーツ部会	文化・スポーツに関するマップ作りのための調査・研究の実施、ふれあいウォーキングの実施

第三中学校区地域会議（専門部会及び主な活動内容）

専門部会	活動・事業内容
総務・広報部会	校区内におけるコミュニティ紙の発行・配布
環境・まちづくり部会	公園の植樹帯における植栽活動の実施
防災・安全安心部会	通学路を中心とした道路等の点検の実施
子育て・教育部会	子育てサロンの実施
健康・福祉部会	地域交流及び健康増進を目的としたイベントを実施予定
青年部会	地域の祭りや防災訓練に参加し、バザーやアンケート調査を実施予定
文化・スポーツ部会	まちあるきや歴史資料館にて勉強会を実施予定
地域コミュニティ部会	地域会議設立記念イベントや地域交流を目的とした講演会及びセミナーを実施予定

※活動内容は平成 28 年 6 月現在のもの

(2) ひと・まち・元気事業

ひと・まち・元気事業は、様々な形態の講座を通じ、市政や地域活動への関心を高め、協働意識の醸成を図り、協働によるまちづくりを推進するために実施するものです。

① 門真市自治基本条例出前講座

門真市自治基本条例出前講座は、門真市の自治の基本理念を明らかにし、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び住民の福祉の増進を図ることを目的として制定された門真市自治基本条例を、広く皆さんに知っていただくため、市職員が地域や団体の会合・総会・研修等に伺い、条例について説明するものです。

対 象 者	市在住、在勤、在学の方で概ね 10 名以上のグループ
開 催 時 間	原則平日（土日祝、年末年始を除く） 午前 10 時～午後 5 時の間で 2 時間以内
開 催 場 所	申込者が用意された市内の会場へお伺いします。
費 用	無料

② かどま市民大学

かどま市民大学は、市民が年間を通じて、市政全般及び地域で活躍するための知識等を学ぶことにより、市の現状と課題を把握し、協働によるまちづくりの主体となって、地域の課題解決に取り組むため実施するものです。講義は、市職員、学識経験者、地域活動に取り組む団体等が行います。

なお、かどま市民大学は、市が行う事業の名称であり、学校教育法に定める大学ではないので、修了しても大学卒業資格を得られるものではありません。

対 象 者	市在住・在勤・在学・市内で市民公益活動を行っている人または行おうとする人で18歳以上の方など
実 施 場 所	主に門真市民プラザで実施（一部他会場で実施）
実 施 日	9～1月の主に土曜日に実施（一部祝日等に実施）
実 施 時 間	午前 10時～12時 午後 1時～3時

かどま市民大学コース

コース	内 容	定員	費用	修了認定
全カリキュラム	市政全般について学びたい方を対象とし、全ての講座を受講できます。	30名程度	年間 2,000円	10講座以上（フィールドワーク含む）及びグループワーク2回以上の受講で修了となります。
聴 講 生	特定の講座のみを受講したい方を対象とし、興味のあるテーマの講座に申し込むことで、受講できます。	1講座 20名程度	1講座 200円	聴講生の修了認定は行いません。

③ 門真市協働によるまちづくり人材バンクについて

市政のあらゆる分野において、市民の参加及び参画並びに市民によるボランティア活動の促進及びその利活用の機会の拡充を図るため、あらかじめ個人または団体等の情報を登録し、利活用する制度として平成 26 年 11 月に創設しました。

登録対象者は、かどま市民大学の修了を受けた方や、門真市内の事業又は取組に参加すること及び門真市の区域内において地域の活性化に向けた活動を展開することに積極的な意思を持つ方等。

平成 28 年 3 月 31 日現在延べ登録者件数

個人

地域活性化分野	5
子育て・教育分野	6
安全まちづくり分野	3
生涯学習分野	13
健康福祉分野	2
環境・産業振興分野	3
その他	5
合計	37

団体

地域活性化分野	7
子育て・教育分野	11
安全まちづくり分野	5
生涯学習分野	17
健康福祉分野	9
環境・産業振興分野	4
その他	5
合計	58

個人・団体の延べ登録件数	95
--------------	----

6 門真市地域防災計画

(平成 28年1月修正)

(1) 計画の目的

地域の災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施する事項を定め、市と市内の公共的団体等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

(2) 計画の構成

この地域防災計画は、法律改正や災害教訓、南海トラフ地震の被害想定公表などに伴い平成28年1月に全面的に改定しました。

地域防災計画は次の4編で構成されています。

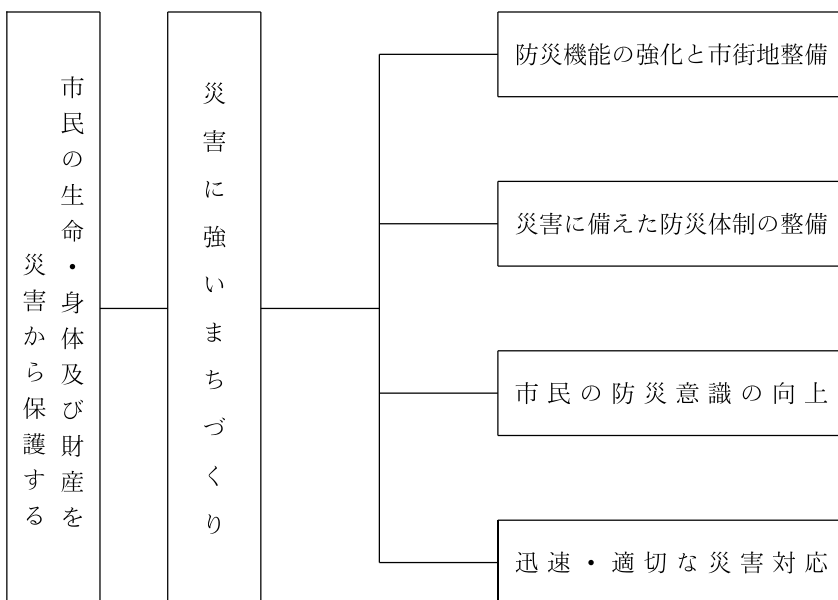
- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 総則・災害予防対策 | 第1編 総則 |
| | 第2編 災害予防対策 |
| ② 地震災害応急・復旧・復興対策 | 第1編 地震災害応急対策 |
| | 第2編 災害復旧・復興対策 |
| | 付編1 東海地震関連情報に伴う対応 |
| | 付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画 |
| ③ 風水害等応急・復旧・復興対策 | 第1編 風水害等応急対策 |
| | 第2編 その他災害応急対策 |
| | 第3編 災害復旧・復興対策 |
| ④ 資料編 | |

(3) 基本目標

市民・事業者・行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図り、災害に強いまちづくりをめざします。

(目的)

(目標)



(4) 地域防災計画の内容

防災のための教育・訓練その他の災害予防、情報の収集・伝達、災害に関する予報・警報の発令・伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策・災害復旧に関する事項計画。

7 財 政

(1) 会計別予算

(単位：千円)

年 度 会計別		平成 28 年度		平成 27 年度		増減率 (%)
		当初予算額	構成比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	
一 般 会 計		57,740,000	62.9	58,410,000	61.8	△1.1
特 別 会 計	国民健康保険事業	20,794,282	22.7	21,177,066	22.4	△1.8
	公共下水道事業	7,659,899	8.3	8,593,050	9.1	△10.9
	都市開発資金	783	0.0	783	0.0	0.0
	公共用地先行取得事業	305,092	0.3	497,023	0.5	△38.6
	後期高齢者医療事業	1,421,177	1.6	1,397,506	1.5	1.7
	小 計	30,181,233	32.9	31,665,428	33.5	△4.7
企業 会計	水 道 事 業	3,893,472	4.2	4,460,704	4.7	△12.7
総 計		91,814,705	100.0	94,536,132	100.0	△2.9

(2) 一般会計予算（款別・性質別）

① 歳入（款別）

（単位：千円）

年度 款別	平成28年度		平成27年度		増減率 (%)
	当初予算額	構成比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	
市 税	17,686,387	30.6	17,401,456	29.8	1.6
地 方 譲 与 税	196,000	0.3	196,000	0.3	0.0
利 子 割 交 付 金	44,000	0.1	55,000	0.1	△20.0
配 当 割 交 付 金	254,000	0.5	131,000	0.2	93.9
株式等譲渡所得割交付金	245,000	0.4	91,000	0.2	169.2
地方消費税交付金	2,773,000	4.8	2,400,000	4.1	15.5
自動車取得税交付金	61,000	0.1	63,000	0.1	△3.2
地方特例交付金	78,000	0.1	76,000	0.1	2.6
地方交付税	6,647,000	11.5	6,969,000	11.9	△4.6
交通安全対策特別交付金	26,000	0.1	26,000	0.0	0.0
分担金及び負担金	234,167	0.4	241,097	0.4	△2.9
使用料及び手数料	651,242	1.1	627,484	1.1	3.8
国庫支出金	15,995,797	27.7	15,246,840	26.1	4.9
府 支 出 金	3,579,299	6.2	4,591,585	7.9	△22.0
財 産 収 入	56,056	0.1	407,335	0.7	△86.2
寄 附 金	3,000	0.0	3,000	0.0	0.0
繰 入 金	1,587,313	2.8	1,564,208	2.7	1.5
諸 収 入	615,651	1.1	576,844	1.0	6.7
市 債	7,007,088	12.1	7,743,151	13.3	△9.5
歳入合計	57,740,000	100.0	58,410,000	100.0	△1.1

② 歳 出 (款 別)

(単位：千円)

年 度 款 別	平成 28 年度		平成 27 年度		増減率 (%)
	当初予算額	構成比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	
議 会 費	395,119	0.7	431,199	0.7	△8.4
総 務 費	3,738,653	6.5	3,986,407	6.8	△6.2
民 生 費	29,822,623	51.6	28,988,625	49.6	2.9
衛 生 費	3,797,291	6.6	3,780,390	6.5	0.4
農 林 水 産 業 費	35,601	0.1	33,484	0.1	6.3
商 工 費	158,803	0.3	132,874	0.2	19.5
土 木 費	6,107,550	10.6	6,818,748	11.7	△10.4
消 防 費	1,765,812	3.0	1,720,646	2.9	2.6
教 育 費	7,574,938	13.1	7,215,432	12.4	5.0
公 債 費	4,293,610	7.4	5,252,195	9.0	△18.3
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0.0
歳 出 合 計	57,740,000	100.0	58,410,000	100.0	△1.1

③ 歳 出 (性質別)

(単位：千円)

性質別	平成 28 年度		平成 27 年度		増減率 (%)
	当初予算額	構成比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	
人 件 費	6,993,314	12.1	7,117,961	12.2	△1.8
扶 助 費	21,300,077	36.9	20,305,781	34.8	4.9
公 債 費	4,293,610	7.4	5,252,195	9.0	△18.3
物 件 費	6,124,850	10.6	6,044,816	10.4	1.3
補 助 費 等	2,764,715	4.8	3,122,221	5.3	△11.5
維 持 補 修 費	218,257	0.4	196,031	0.3	11.3
積 立 金	696	0.0	140,898	0.2	△99.5
貸 付 金	9,030	0.0	9,030	0.0	0.0
繰 出 金	7,274,347	12.6	7,170,625	12.3	1.4
建 設 事 業 費	8,711,104	15.1	9,000,442	15.4	△3.2
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0.0
歳 出 合 計	57,740,000	100.0	58,410,000	100.0	△1.1

(3) 決 算 (平成26年度)

① 各会計決算

(単位：千円)

会 計 別		予算現額	歳 入	歳 出	歳入歳出 差引額
一 般 会 計		57,648,440	52,846,002	52,337,040	508,962
特 別 会 計	国民健康保険事業	20,983,131	17,826,459	20,013,658	△2,187,199
	公共下水道事業	7,240,117	5,883,076	5,730,313	152,763
	都市開発資金	783	0	0	0
	公共用地先行取得事業	722,384	722,382	722,382	0
	後期高齢者医療事業	1,389,403	1,329,525	1,255,587	73,938
合 計		87,984,258	78,607,444	80,058,980	△1,451,536

② 普通会計決算状況

(平成26年度決算状況表より抜粋)

区 分	平成25年度	平成26年度	区 分	指 数 等
	千円	千円		千円
歳入総額 A	52,680,587	51,305,907	基準財政需要額	20,355,467
歳出総額 B	52,037,603	50,796,945	基準財政収入額	13,761,864
歳入歳出差引額 A-B=C	642,984	508,962	標準財政規模	26,978,018
翌年度へ繰り越すべき財源 D	377,083	91,724	うち臨時財政対策債 発行可能額	2,536,843
実質収支 C-D=E	265,901	417,238	財政力指数	(単0.676)0.677
単年度収支 F	11,373	151,337	実質収支比率	1.5
積立金 G	129,815	138,069	公債費負担比率	15.9
繰上償還金 H	—	—	積立金現在高	7,154,477
積立金とりぐずし額 I	150,000	—	地方債現在高	47,762,046
実質単年度収支 F+G+H-I=J	△8,812	289,406	債務負担行為額	12,806,998
			經常一般財源	25,336,352
			經常収支比率	98.9

◆平成26年度決算に基づく財政健全化判断比率

(単位：%)

	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ※1	—	11.96	20.00
連結実質赤字比率 ※2	—	16.96	30.00
実質公債費比率 ※3	7.3	25.0	35.0
将来負担比率 ※4	43.3	350.0	

※1 一般会計（通常の行政事務の会計）などの健全性を測る

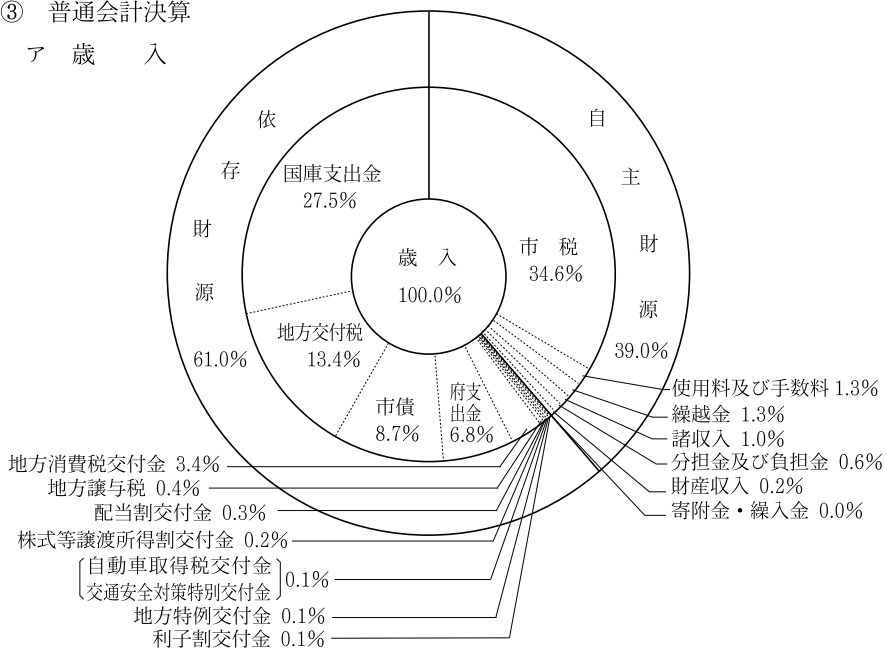
※2 国民健康保険事業特別会計や水道事業会計など、すべての会計の健全性を測る

※3 市債の元利償還金などの公債費の健全性を測る

※4 土地開発公社などを含め、市が将来負担すべき負債の健全性を測る

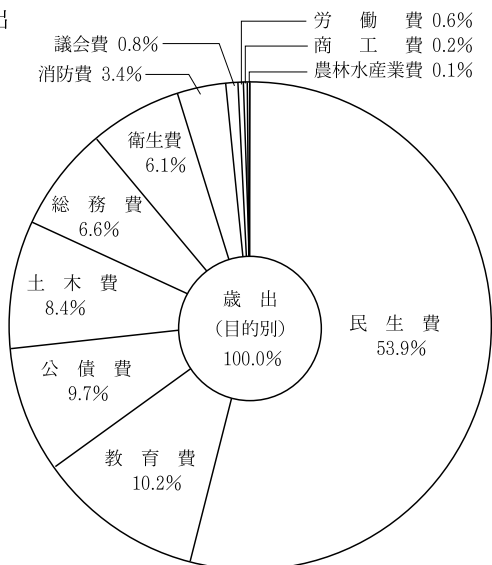
③ 普通会計決算

ア 歳入

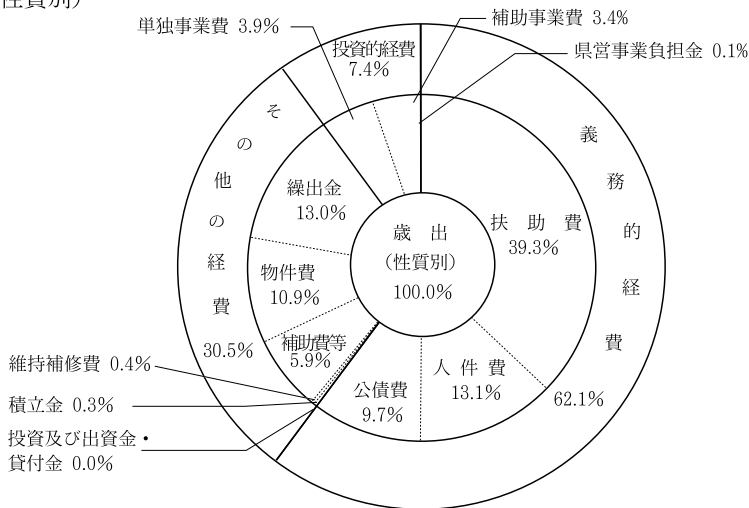


イ 歳出

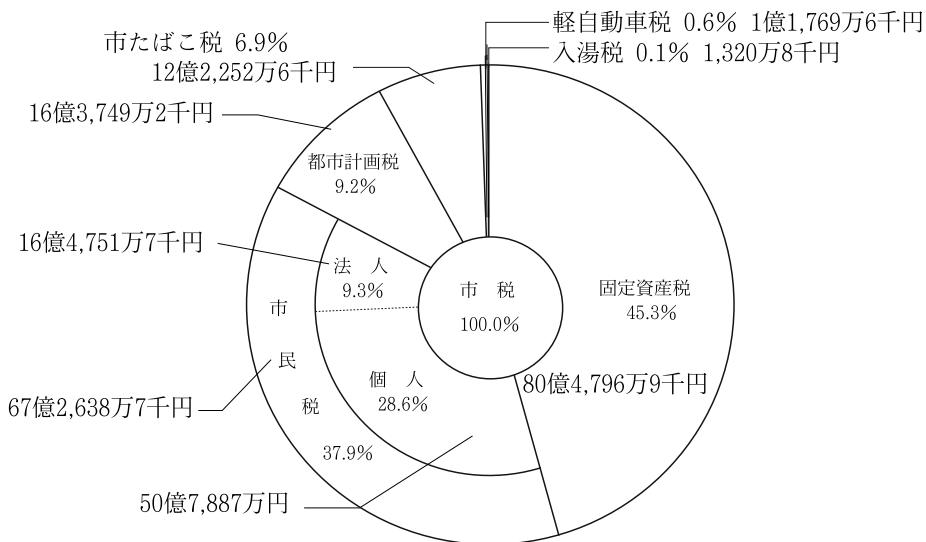
(目的別)



(性質別)



④ 市税負担の状況 (平成26年度決算)



⑤ 適用税率の状況（平成26年度決算状況表より抜粋）

市 民 税 個 人 分	均 等 割	円	市 民 税 法 人 分	均 等 割	円
		3,500			60,000
					156,000
					180,000
					192,000
					480,000
					492,000
					2,100,000
					3,600,000
	所 得 割	標準税率 に対する 比率 1.0		法人 税割	14.7/100
			固定資産税		1.4/100

⑥ 徴収率の状況（平成26年度決算状況表より抜粋）

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
	%	%	%
市 民 税	97.7	25.0	91.1
固 定 資 産 税	98.6	25.1	93.8
市 税	98.3	25.1	93.1

(4) 決算規模の推移（普通会計）

年 度	23	24	25	26	27 (見込)
歳 入	522.0	545.9	526.8	513.1	530.8
指 数	100.0	104.6	100.9	98.3	101.7
歳 出	520.5	541.6	520.4	508.0	529.5
指 数	100.0	104.1	100.0	97.6	101.7

（億円）

(5) 主な手数料一覧

事務の区分	手数料の額	
	単位及び区分	金額
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)関係事務	(1) 住民票の写し又は戸籍の附票の写しの交付	1件につき ※300円
	(2) 住民票又は戸籍の附票の記載に関する証明	1件につき 300円
	(3) 住民票の閲覧	1件につき 300円
戸籍法(昭和22年法律第224号)関係事務	(1) 戸籍の謄抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
	(2) 除かれた戸籍の謄抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円
	(3) 戸籍(磁気ディスクをもって調製された戸籍を除く。)に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき 350円
	(4) 除かれた戸籍(磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍を除く。)に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき 450円
	(5) 届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他の書類の記載事項証明書の交付	1通につき 350円
	(6) 前号に掲げる証明書のうち、上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書の交付	1通につき 1,400円
	(7) 届書その他の書類の閲覧	書類1件につき 350円
狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)関係事務	(1) 犬の登録	1頭につき 3,000円
	(2) 狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円
	(3) 犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円
	(4) 狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円
前各項に掲げる事務以外の事務	(1) 租税公課に関する証明	1件につき 300円
	(2) 土地、建物その他物件に関する証明	1件につき 300円
	(3) 身分に関する証明	1件につき 300円
	(4) 戸籍又は住民票に記載がない旨の証明	1件につき 300円
	(5) 印鑑登録証明書の交付	1枚につき ※300円
	(6) 印鑑登録証の交付	1件につき 300円
	(7) 埋火葬許可証の写しの証明	1件につき 300円
	(8) 臨時運行許可の申請に対する審査	1両につき 750円
	(9) 道路敷、水路敷その他の市有地と民有地との境界に関する証明	1筆につき 1,000円
	(10) 前各号に掲げる事務以外の事務に係る証明又は閲覧	1件につき 300円

※ 住民票の写し及び印鑑登録証明書については、コンビニ交付サービスを利用した場合、1件につき 200円